

奈良市指定管理者選定委員会 審査項目表

施設の名称	奈良市勤労者総合福祉センター
申請者	一般財団法人奈良市総合財団

適否審査

選定の基準		審査項目	適否
1 市民による公の施設の平等利用を確保できるものであること		① 市民による平等利用に対する考え方及び方策	適・否
		② 情報公開に対する考え方及び方策	適・否
		③ 法令遵守に対する考え方及び方策	適・否
2 事業計画書の内容が公の施設の経費の縮減が図られるものであること	①	経理の適正性	適・否
3 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること	①	施設の維持管理に対する考え方及び方策	適・否
	②	施設の安全対策、非常時の対応に対する考え方及び方策	適・否

点数審査

選定の基準		審査項目	点数		
			満点	比率	
1 事業計画書の内容が公の施設の効用を最大限に発揮せるものであること		① 事業計画	15	50	50%
		② 貸館業務の実施計画	10		
		③ 自主事業の実施計画	10		
		④ 利用者サービスの向上	5		
		⑤ 利用の促進	10		
2 指定管理者が収入を確保し、施設価値向上を目指す姿勢があること	④	収入確保に向けた考え方及び計画	10	10	10%
3 事業計画書に沿った公の施設の管理を安定して行う能力を有していること		① 職員の配置、勤務体制及び研修計画	5	10	10%
		② 類似事業の実績・ノウハウ、財務状況の健全性	5		
4 その他効果的に公の施設の設置の目的を達成することのできる団体であること		① 地域(住民や団体・他公共施設)等における連携・共創	10	30	30%
		② コミュニティ創出を図る施設運営の提案	10		
		③ 独自提案の有効性	10		
合計点			100	100	100%

■ 採点等の基準

1. 審査項目ごとに審査の方法は、次のとおりとする。

・適否審査 指定管理者としてふさわしければ適、ふさわしくなければ否とする。

・点数審査 該当する評価に応じて下記のとおり採点する。

特に優れている:5点、優れている:4点、妥当である:3点、劣っている:2点、特に劣っている:1点

ただし、特に重要な項目は2倍もしくは3倍の点数

※審査項目表に従って、書類審査により評価を行う。

なお、以下に該当した場合は、合計点数に関わらず、対象外とする。

・委員の半数以上が「指定管理者としてふさわしくない(適さない)」と評価した項目がある場合

・委員の半数以上が「劣っている」以下で評価した審査項目が、審査項目の総数のうち半数以上を占める場合

合

・その他委員会が選定の基準を満たしていない判断した場合